

制定	昭和48年3月
変更	昭和51年3月
変更	昭和60年8月
変更	平成17年7月
変更	平成22年12月
変更	平成28年9月
変更	令和4年5月

沖縄県農業振興地域整備基本方針

令和4年5月

沖 縄 県

目 次

第1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	
1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	
	(1) 農用地等の確保の基本的考え方	1
	(2) 確保すべき農用地等の面積の目標	2
	(3) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進	2
2	農業上の土地利用の基本的方向	3
第2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置 及び規模に関する事項	8
第3	基本的事項	
1	農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	
	(1) 農業生産基盤の整備及び開発の方向	10
	(2) 農業地帯別のかんがい排水事業の構想	10
2	農用地等の保全に関する事項	
	(1) 農用地等の保全の方向	11
	(2) 農用地等の保全のための事業及び活動	11
3	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な 土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	
	(1) 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが 適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	11
	(2) 農業地帯別の構想	12
4	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	
	(1) 重点作物別の構想	14
	(2) 農業地帯別の構想	17
	(3) 広域整備の構想	25
5	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	
	(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	26
	(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	26
6	3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の 促進に関する事項	
	(1) 農業就業者の安定的な就業の促進の目標	26
	(2) 農村地域における就業機会の確保のための構想	26
7	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好 な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	
	(1) 生活環境施設の整備の必要性	27
	(2) 生活環境施設の整備の構想	28

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

(1) 農用地等の確保の基本的考え方

本県においては、沖縄振興開発特別措置法(昭和46年12月31日法律第131号)に基づく3次にわたる沖縄振興開発計画と、沖縄振興特別措置法(平成14年3月31日法律第14号)に基づく沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン基本計画)により、亜熱帯の地域特性を生かした生産性の高い活力ある農業の確立を目指して、各種施策が総合的・計画的に実施されてきたところである。

その結果、本県農業は、我が国における甘味資源作物、冬春期園芸作物、肉用牛等の供給産地として発展してきたが、これらの成果は、農業産出額の増加をはじめ県外向けの供給産地として定着している冬春期の施設野菜、全国的にも有数の子牛供給産地となった肉用牛などとして着実に現れつつある状況である。

このような中において、肉用牛、マンゴー、ゴーヤー、きく等の品目については、生産が増加傾向で推移しており、これらの有望品目を中心として、消費者・市場等のニーズに対応した生産供給体制を強化し、おきなわブランドの確立を図ることが急務となっており、そのためには農用地等の確保が必要不可欠である。

また、適切な農業生産活動に供されることを通じて、県土・自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の形成等の多面的機能の適切な発揮を図る上でも農用地等の確保・保全に努めることが重要である。

しかしながら、本県の耕地面積は、非農業的土地需要への転用や、荒廃農地の増大によって減少が続いており、食料自給基盤の弱体化と併せて、残された農用地の集団性や農作業の効率性等にも支障を来すことになると、農業振興を図る上からも大きな問題となる。

このため、本県の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の確保を図るとともに、その利用を促進するため、効率的かつ安定的な農業経営を行う農業者等への集積・集約化を進めていく必要がある。

特に、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地については、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「法」という。)に基づき農用地区域へ積極的に編入し、当該農用地を良好な状態で維持・保全するとともに、その有効利用を図ることとする。具体的には、転用を原則として認めない農用地区域において農業振興施策を集中的に実施するとともに、法の適切な運用を通じて農用地区域内における農用地等の保全・確保を図ることとする。

(2) 確保すべき農用地等の面積の目標

確保すべき農用地等の面積の目標年は令和12年とし、目標設定の基準年は令和元年とする。確保すべき農用地等の面積は、農用地等の確保等に関する基本指針で定める都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準に基づき、下記のとおりとする。

- ① 目標設定の基準年(令和元年)における農用地区域内の農地面積・37,298ha
- ② これまで(平成27年から令和元年まで)のすう勢が今後も継続した場合かつ沖縄県において独自に考慮すべき事由を勘案した場合における令和12年時点の農用地区域内の農地面積・ 33,359ha
- ③ 目標年までの集団的に存在する農用地等の農用地区域への編入促進面積・ 449ha
- ④ 目標年までの荒廃農地の発生の防止面積・ 346ha
- ⑤ 目標年までの荒廃農地の解消面積・ 1,442ha
- ⑥ 目標年において確保すべき農用地等の面積の目標・ 35,596ha

(3) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

① 農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度による共同活動への支援、人・農地プランの実質化を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進、農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の加速化等の施策に加えて荒廃農地の解消への支援等を通じ、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用に努め、農地の保全と有効利用を促進する。

また、中山間・遠隔離島地域等においては、中山間地域等直接支払制度の活用により適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業生産条件の不利性の是正を推進する。

さらに、駐留軍用地跡地等において農業的利用が見込まれる土地については、積極的に農用地区域に編入することを通じて、優良農地の確保・拡大を図る。

② 農業生産基盤の整備

亜熱帯・島しょ性の地域特性に適合した基盤整備を推進することとし、実施に当たっては、周辺環境に配慮した整備に努める。

これまで、かんがい施設の導入条件である区画整理を先行して行ってきたため、ほ場の整備に比べてかんがい施設の整備が遅れている。

このため、本県の地形、地質、営農形態に応じて、地下ダム等により農業用水を確保するとともに、かんがい施設、ほ場、草地等を計画的に整備する。また、台風等の影響を強く受ける本県の気象条件や浸食されやすい土壌条件等に対応して、防風施設、農用地保全施設等を整備する。

その際、現況が農用地区域外であっても、農用地区域と一体的に整備する必要が認められる場合は、当該土地を積極的に農用地区域に編入し、整備に努める。

③ 非農業的土地需要への対応

地域振興上やむを得ない非農業的土地需要に対応するための農用地区域からの除外については、農用地区域内農地の確保を基本とし、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件(周辺農用地の農業上の利用に支障がないこと等)を満たすことなど、より適切かつ厳格な運用を図

ることとするとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等の他の土地利用との調整を図り計画的な土地利用の確保に努める。

この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2に基づき実施する基礎調査等により行うこととする。

また、国及び地方公共団体は、法第16条の規定に基づき農用地利用計画の尊重と農用地域内における土地の農業上の利用の確保についての責務を負っているが、やむを得ず公用施設又は公共用施設の用に供するため農用地利用計画の変更が必要となる場合は、法第13条第2項に規定する農用地域の変更の要件を満たすよう努める。

④ 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握する。

⑤ 交換分合制度の活用

農用地域内の土地の農業上の利用を確保するため、農用地利用計画の変更を行うに当たっては、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえて、法第13条の2の交換分合制度を積極的に活用する。

⑥ 農業振興地域制度等の適切な運用及び推進体制の確立等

農業振興地域制度及び農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地転用許可制度の適切な運用を通じ、農業と農業以外との土地利用調整を図るとともに、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）等の活用により効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な優良農用地の確保に努める。

特に、農業振興地域制度の運用に当たっては、市町村が自治事務として主体的に農業振興地域整備計画の策定・管理に取り組むこととされており、法第10条第3項各号の設定基準を満たす集団的に存在する農地や農業生産基盤整備が予定されている農地及び担い手の育成のため確保しておく必要のある農地等の農業振興のために必要な農地など地域の特性に即した農業上の利用の確保に関する市町村の取組を促進する。

また、農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

2 農業上の土地利用の基本的方向

(1) 位置、地勢、気象等の自然条件の現況等

本県は、我が国の南西端に位置する琉球諸島の大小160の島々から成り立っており、これらの島々は、およそ北緯24度から28度、東経122度から132度ま

でに位置し、距離にして東西1,000km、南北400kmの広大な海域に点在している。

また、これらの島々は、沖縄諸島、先島諸島、尖閣諸島及び大東諸島から構成され、そのうち有人島は47島（沖縄本島と架橋等により連結された島を含む）で、ほとんどの島々の周囲にはサンゴ礁が発達している。また、県都那覇市から主な有人離島までの距離は、東端の北大東島まで約365km、南西方向にある宮古島まで約290km、同石垣島まで約410km、南西端にある与那国島までは約516kmとなっている。

県土の総面積は2,282 k m²（国土総面積の約0.6%）であり、うち沖縄本島が約53%（1,208 k m²）と最も大きく、次に西表島、石垣島、宮古島の順となり、これら4島で総面積の約82%（1,879 k m²）を占めている。

地勢の特性として、500mを越す山地は、石垣島の於茂登岳（526m）と沖縄本島北部の与那覇岳（503m）の二つだけであり、小起伏山地となっている。また、沖積低地も発達しておらず、丘陵地や台地・段丘が県土の大部分を占めている。地形で区分すると、平地型は沖縄本島中南部、宮古島、南・北大東島であり、山地型は沖縄本島北部、石垣島、西表島等となる。

河川は大小あわせて300余あり、山地型の地域に主要河川が集中しているが、島しょ特性から流路延長は短い。

土壌の分布は、国頭マーヅが最も多く、次いで島尻マーヅ、ジャーガル、沖積層土壌の順となっている。

国頭マーヅ土壌は、沖縄本島北部・石垣島・伊平屋島・伊是名島等を中心に広く分布する赤黄色の酸性土壌で、有機物に乏しく、雨水による土壌浸食を受けやすい。

島尻マーヅ土壌は、沖縄本島南部・宮古諸島等を中心に広く分布する暗褐色の中性から弱アルカリ性の石灰岩土壌で、保水力に乏しく、干ばつ被害を受けやすい。

また、ジャーガル土壌は、沖縄本島中南部を中心に分布する灰色のアルカリ性重粘土壌で、通気性に乏しく、排水性が不良である。

沖積層土壌は、海岸地帯の海成沖積層土壌と河口部及びその周辺の河口沖積層土壌に大別される。一般的に土質は重粘ないし硬質で、地下水位が高く、排水が不良である。

本県の気候は、我が国唯一の亜熱帯海洋性気候で、年平均気温は23.1度、夏季の最高気温平均30.5度、冬季の最低気温平均14.9度と周年を通じて温暖で、サンゴ礁の青い海、貴重な野生動植物が生息するなど、優れた自然環境に恵まれている。

年平均降水量は、約2,041mmで全国平均を上回っており、比較的雨量の多い地域であるが、季節による降水量格差が大きく、夏季にはしばしば干ばつの被害が発生する。

また、本県は、台風の常襲地であるとともに、冬季においては強い季節風や寡日照等の問題も抱えている。

（2）人口及び社会経済並びに将来の土地利用の方向

本県の人口は、年々増加を続けており、令和元年は145万3千人（全国の約1.1%）で、平成27年に比べ1万9千人（1.3%）増加し、東京都（3%）に次いで全国で2番目に高い増加率となっている。地域別には、沖縄本島中部及び南部に総人口の82%が集中している。

今後、出生率の低下等により緩やかな増加基調で推移し、令和12年には約

147万人程度の人口になるものと見込まれており、年齢構成では、65歳以上の人口が増加し、少子高齢化が進行する。

就業者総数は、平成26年の64万人から令和元年には約72万人に増加している。

産業別就業者数の構成割合の現状は、第3次産業が最も多く約80%を占め、次に第2次産業15%、第1次産業5%となっている。

これを全国の構成割合と比較すると、第3次産業、中でもサービス業が高い割合を占め、逆に、第2次産業、中でも製造業の割合がかなり低くなっている。

県内総生産は、本県の特性を生かした観光リゾート産業及び情報通信関連産業の更なる成長や臨空・臨港型産業等の展開が期待されることから、平成22年度の3兆7千億円から令和3年度には5兆1千億円程度となり、年平均で名目3%程度、実質2%程度の経済成長となることが見込まれる。

その産業別構成は、令和3年度において、おおよそ、第1次産業は平成22年度の2%を維持するが、第2次産業では製造業を中心に成長が見込まれるものの、平成22年度の11%から10%へ相対的に低下し、第3次産業は観光リゾート産業等の伸びにより87%から88%へ若干上昇すると見込まれる。

1人当たりの県民所得は、産業の成長により企業や雇用者の所得増加が期待されることから、平成22年度の207万円から令和3年度には271万円程度に増加すると見込まれる。

県土の利用状況については、平成30年10月現在の県土面積は、228,105haで、利用区分別面積は、農用地44,413ha(県土面積19.4%)、森林106,913ha(46.8%)、原野67ha(0.29%)、水面・河川・水路3,401ha(1.5%)、道路11,614ha(5.1%)、宅地16,158ha(7.1%)、その他45,539ha(20.0%)となっている。

構成割合を全国平均と比較すると、農用地、道路、宅地、その他の割合が高く、逆に森林の割合は約20ポイント低くなっている。また、その他が多いのは米軍用地(18,710ha)を含むため、県土の8.11%を占め県土構造をいびつなものとしている。

県土利用の推移をみると、平成30年までの10年間で、農用地は988ha減少し、それに替わって、道路と宅地は、それぞれ771ha、1,091ha増加している。このように、農業的土地利用から都市的土地利用への転換が進んできている。

(3) 農業地帯区分別の土地利用及び人口の動向

今後とも地域の社会的特性や自然環境の保全にも配慮した土地利用の調整を図る必要がある。

本県農業地帯の区分に関する基本的な考え方としては、市町村区域を基礎に、地形・土壌等の自然的条件、地域人口の変動や交通条件等の社会経済条件を総合的に勘案して、以下の5つの農業地帯に区分することとする。

農業地帯名	市 町 村 名 (農業振興地域の指定のある市町村)	市町村数	農業振興地域の指定のない市町村
北部農業地帯	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊是名村、伊平屋村	1市2町 9村	
中部農業地帯	沖縄市、うるま市、読谷村、北中城村、中城村、西原町	2市1町 3村	浦添市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町
南部農業地帯	豊見城市、糸満市、八重瀬町、南城市、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、渡名喜村、粟国村、久米島町、南大東村、北大東村	3市4町 6村	那覇市
宮古農業地帯	宮古島市、多良間村	1市1村	
八重山農業地帯	石垣市、竹富町、与那国町	1市2町	

それぞれの農業地帯別の土地利用及び人口の動向は次のとおりである。

なお、中部農業地帯、南部農業地帯については、各農業地帯の社会経済の状況、地理的条件、土地利用の状況等をより明確にするため、同一の圏域に属する農業振興地域の指定のない市町村も含めて記述する。

① 北部農業地帯

本地帯は、沖縄本島北部の1市2町6村と、伊江、伊平屋、伊是名の離島3村からなり、県土の36%を占めている。耕地面積は平成30年で7,340haあり、本県全体の約19%を占めている。しかし、森林が全体の64%を占め、地形は複雑で平地が少なく、耕地率は8.9%と、県内では中部農業地帯に次ぐ低さとなっている。

農業産出額では、県内全体の約3割を占める主要な農業地帯となっており、花き、豚、鶏、野菜の比重が高い。また、地形を活かしたパインアップル・かんきつ等果実生産の主産地となっており、花き、豚、鶏も県内の5割前後のシェアを有する主要産地となっている。

地域人口は、復帰後ほぼ横ばいで推移してきたが、平成に入ってから北部の中心市街地である名護市と、西海岸観光リゾート地である恩納村等で増加傾向を示すようになり、平成27年には約12万9千人（県人口の約9%）となっている。

② 中部農業地帯

本地帯は、沖縄本島中部の2市1町3村からなり、県土の12%を占め、地域人口は一貫して増加傾向にあり、平成27年には約62万人（県人口の約43%）を抱える都市的地域で、全域が都市計画区域に指定されている。

耕地面積は平成30年で2,470haと本県全体の6.5%を占めている。また、中央部の比較的平坦な土地を嘉手納飛行場や普天間飛行場等の広大な米軍施設・区域が占めていることから、耕地率は8.7%と県内で最も低くなっている。

農業産出額をみると、花きが全体の約3割を占め、主要部門となっている。また、豚、さとうきび、野菜の比重も高い。さらに、県内におけるかんしょの主産地が形成されている。

③ 南部農業地帯

本地帯は、県都である那覇市を含む沖縄本島南部の5市4町と、那覇市を起点に結ばれる慶良間諸島、久米島、渡名喜島、粟国島、南・北大東島からなり、県土の約15%を占めている。

耕地面積は平成30年で8,690haと本県全体の22.7%を占めており、森林や米軍施設・区域が少ないことから、耕地率は24.4%と北部・中部と比べて高くなっている。

農業産出額をみると、県都那覇市を抱え、都市近郊野菜産地が形成されてきたこともあり、本島部では野菜生産の割合が高く、また、豚や花きの生産も盛んである。離島部では、さとうきびを中心として、野菜、花き、肉用牛等が生産されている。

地域人口は、那覇市を含めて本島部では増加傾向にあり、平成27年には中部に次ぐ約57万8千人となっているが、離島部では復帰前後の約1万8千人から平成27年には約1万2千人へと減少傾向が続いている。

④ 宮古農業地帯

本地帯は、宮古島市と多良間村の1市1村からなり、県土の10%を占めている。また、隆起サンゴ礁の平坦な地形であるため河川が発達しておらず、生活用水のほとんどを地下水に頼っている。

また、平坦であることから耕地率は51.7%に達し、平成30年の耕地面積は11,700haと本県全体の30.7%を占め、最も多くの耕地面積を有する農業地帯となっている。

農業産出額をみると、約5割をさとうきびが占めており、肉用牛と葉たばこの生産も盛んである。特に、葉たばこについては、県内の約6割はこの地域で生産されており、主要な産地となっている。その一方で、野菜・花き・果実の生産については、本土の端境期をねらった冬春出荷野菜や熱帯果樹類の生産機運が高まり、作物の多様化が進んでいる。国営かんがい排水事業により地下ダムが整備され、農業用水の確保面では大きく前進している。

地域人口は、復帰前後の6万人前後から平成27年には約5万2千人（県内人口の約3.6%）へと農業地帯区分単位で見ると唯一減少傾向にある。

⑤ 八重山農業地帯

本地帯は、石垣市を中心に1市2町から構成され、沖縄本島に次いで面積の大きい西表島を抱え、県土面積に占める割合も26.0%と高い。

しかし、森林率が62.0%と北部農業地帯に次いで高いことから、耕地率は逆に13.2%と低くなっており、平成30年の耕地面積は7,870haで、県内全体の20.7%を占めている。

農業産出額をみると、6割を肉用牛が占めており、また、さとうきびの生産も盛んである。特に、肉用牛については、県内産出額の約4割がこの地域で生産され、主要産地となっている。また、河川が比較的発達していることから、復帰後いち早く農業用ダムの整備が進められ、水田も多く存在することから、県内で生産される米の約6割がこの地域で生産されている。野菜・花き等の生産については、温暖な気候を活かした特色ある農業生産が展開されている。

地域人口は、復帰前後の4万4千人前後から平成27年には約5万3千人（県内人口の約3.7%）へと緩やかな増加傾向を示している。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模は、次のとおりである。

単位：ha

地帯名	指定予定地域 (市町村名)	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	
			総面積	農用地面積
北 部 農 業 地 帯	国頭地域 (国頭村)	国頭村のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域、自然公園法の特別保護地区(やんばる国立公園)並びに規模の大きな森林等を除いた区域	8,275	1,056
	大宜味地域 (大宜味村)	大宜味村のうち港湾法の港湾隣接地域、自然公園法の特別保護地区(やんばる国立公園)及び規模の大きな森林等を除いた区域	4,887	462
	東地域 (東村)	東村のうち規模の大きな森林等を除いた区域	3,780	1,063
	今帰仁地域 (今帰仁村)	今帰仁村のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域、自然公園法の特別保護地区(沖縄海岸国定公園)並びに規模の大きな森林等を除いた区域	3,401	1,392
	本部地域 (本部町)	本部町のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域、規模の大きな森林、自然公園法の特別保護地区(沖縄海岸国定公園)並びに国営沖縄記念公園(海洋博公園)等を除いた区域	4,417	780
	名護地域 (名護市)	名護市のうち都市計画法の用途地域、港湾法の港湾隣接地域、規模の大きな森林等を除いた区域	11,765	2,649
	恩納地域 (恩納村)	恩納村のうち規模の大きな森林等を除いた区域	2,466	712
	宜野座地域 (宜野座村)	宜野座村のうち港湾法の港湾隣接地域、規模の大きな森林等を除いた区域	1,542	595
	金武地域 (金武町)	金武町のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林等を除いた区域	1,404	432
	伊江地域 (伊江村)	伊江村のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域等を除いた区域	1,451	988
	伊是名地域 (伊是名村)	伊是名村のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林等を除いた区域	1,159	741
	伊平屋地域 (伊平屋村)	伊平屋村のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林等を除いた区域	1,563	340
	地帯計		46,110	11,210
	中 部 農 業 地 帯	沖縄地域 (沖縄市)	沖縄市のうち都市計画法の用途地域、港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域等を除いた区域	908
うるま地域 (うるま市)		うるま市のうち都市計画法の用途地域、港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林等を除いた区域	5,509	1,991
読谷地域 (読谷村)		読谷村のうち都市計画法の用途地域、規模の大きな森林等を除いた区域	1,384	642
北中城地域 (北中城村)		北中城村のうち都市計画法の市街化区域、港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林等を除いた区域	658	81
中城地域 (中城村)		中城村のうち都市計画法の市街化区域及び港湾法の港湾隣接地域を除いた区域	1,410	566
西原地域 (西原町)		西原町のうち都市計画法の市街化区域及び港湾法の港湾隣接地域を除いた区域	952	334
地帯計			10,821	3,805

地帯名	指定予定地域 (市町村名)	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	
			総面積	農用地面積
南 部 農 業 地 帯	豊見城地域 (豊見城市)	豊見城市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	1,217	531
	糸満地域 (糸満市)	糸満市のうち都市計画法の市街化区域、自然公園法の特別保護地区（沖縄戦跡国立公園）等を除いた区域	3,819	1,860
	八重瀬地域 (八重瀬町)	八重瀬町のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	2,556	1,198
	南城地域 (南城市)	南城市のうち都市計画法の用途地域、港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域並びに大規模な観光レジャー施設用地等を除いた区域	4,664	1,806
	与那原地域 (与那原町)	与那原町のうち都市計画法の市街化区域、港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域等を除いた区域	243	66
	南風原地域 (南風原町)	南風原町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	634	205
	渡嘉敷地域 (渡嘉敷村)	渡嘉敷村のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域、自然公園法の特別保護地区（慶良間諸島国立公園）並びに規模の大きな森林を除いた区域	624	16
	座間味地域 (座間味村)	座間味村のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域、自然公園法の特別保護地区（慶良間諸島国立公園）並びに規模の大きな森林を除いた区域	733	51
	渡名喜地域 (渡名喜村)	渡名喜村のうち防衛施設用地を除いた区域	362	37
	粟国地域 (粟国村)	粟国村のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域を除いた区域	760	205
	久米島地域 (久米島町)	久米島町のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林を除いた区域	4,670	2,054
	南大東地域 (南大東村)	南大東村のうち港湾法の臨港地区を除いた区域	3,049	1,777
	北大東地域 (北大東村)	北大東村のうち港湾法の臨港地区等を除いた区域	1,187	550
	地帯計		24,518	10,356
宮古 農 業 地 帯	宮古島地域 (宮古島市)	宮古島市のうち都市計画法の用途地域及び臨港地区、港湾法の港湾隣接地域等を除いた区域	19,558	12,388
	多良間地域 (多良間村)	多良間村のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域を除いた区域	2,187	1,102
	地帯計		21,745	13,490
八重 山 農 業 地 帯	石垣地域 (石垣市)	石垣市のうち都市計画法の用途地域及び臨港地区、自然公園法の特別保護地区（西表石垣国立公園）並びに規模の大きな森林等を除いた区域	16,344	8,864
	竹富地域 (竹富町)	竹富町の区域のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域、自然公園法の特別保護地区（西表石垣国立公園）並びに規模の大きな森林を除いた区域	10,799	3,824
	与那国地域 (与那国町)	与那国町の区域のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林を除いた区域	2,781	1,037
	地帯計		29,924	13,725
県計		133,118	52,646	

注1：「総面積」及び「農用地面積」は令和元年12月31日現在の農業振興地域面積及び、農業振興地域内の農用地面積

第3 基本的事項

1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

(1) 農業生産基盤の整備及び開発の方向

亜熱帯の特性を生かした特色ある農業の振興を図るため、農用地区域を対象として、周辺環境や景観・自然生態系との調和に配慮しつつ、地域特性に適合した生産基盤の整備を推進する。

農業用水の確保については、地下ダム等、地域特性に応じた多様な手法を用いて水源開発を図る。

かんがい施設は、地域の営農形態や供給水量に応じて給水栓等の整備を行い、また、効果の早期発現を図るため、給水所による段階的整備を行う。なお、十分な水量を確保できない地域等においては、点滴かんがい等の節水かんがい方式の導入を図る。

老朽化した農業水利施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図るため、機能診断・保全計画の策定や対策工事を適切に実施し、国土強靱化法に基づくインフラ長寿命化基本計画への対応等、国の施策との連携を図る。また、再生可能エネルギー導入による農業水利施設の維持管理費の節減の可能性を検討する。

ほ場については、機械化を可能とする区画整理や、地域特性及び営農形態に応じた土壌・土層の改良、農地防風施設等の設置を促進するとともに、担い手への集積・集約化や耕土の流出防止対策等の周辺環境・景観に配慮したきめの細かい整備を推進する。

また、草地等畜産基盤を総合的に整備することで、受益農家の規模拡大を図り、経営の安定化及び効率的な肉用牛生産を推進する。

さらに、農業による再生をめざす返還軍用地については、農用地区域への編入を通じて、生産基盤の整備を計画的に推進する。

(2) 農業地帯別のかんがい排水事業の構想

① 北部農業地帯

県営かんがい排水事業伊平屋北部地区や国営かんがい排水事業羽地大川、伊是名地区等の関連事業を推進する。

② 中部農業地帯

県営かんがい排水事業読谷中部地区関連事業や津堅島等のかんがい施設整備等を推進する。

③ 南部農業地帯

国営かんがい排水事業沖縄本島南部地区関連事業や南北大東島等のかんがい施設整備等を推進する。

④ 宮古農業地帯

国営かんがい排水事業宮古伊良部地区の整備が実施されていることから、今後、水質保全に留意するとともに、かんがい施設などの生産基盤整備を推進する。

⑤ 八重山農業地帯

既存水源（5ダム）の総合運用による農業用水の再編等を目的とした国営かんがい排水事業石垣島地区の整備が実施されていることから、今後、水質保全に留意するとともに、離島地域のかんがい施設整備等を推進する。

2 農用地等の保全に関する事項

（1）農用地等の保全の方向

農業を持続的に展開するには、農地や農業用施設の災害を未然に防止し、農業経営の安定とともに所得の向上を図ることが肝要であることから、県土保全も含めた農地防災対策の役割は極めて重要である。

また、台風等の影響を強く受ける沖縄の気象条件や浸食しやすい土壌条件等に対応した農地防風施設や承水路・集水路・排水路及び農地の勾配抑制等の整備の推進と、適切な維持管理を促進するとともに、「防風林の日」及び「土壌保全の日」の取組などの啓発活動を推進する。

さらに、中山間地域等における営農の継続に対する支援、農地法に基づく遊休農地に関する措置により荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進する。

（2）農用地等の保全のための事業及び活動

老朽ため池の改修や農地防風施設・土砂崩壊防止施設等・地すべり防止対策施設、海岸保全施設を整備・管理するとともに、「防風林の日」の取組などの啓発活動により、農地・農業用施設の保全を図る。

荒廃農地の発生が特に懸念される中山間地域や離島地域の農地において、荒廃農地の発生防止等を取り決めた集落協定や個別協定を締結し、多面的機能増進活動等を行う。

また、効率的かつ安定的な農業経営を行う農業者等への農用地の利用集積を促進することにより、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用に努める。

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

（1）農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

認定農業者等担い手に対する農用地の集積・集約化に向けた取組みを強化するため、農地中間管理事業等を活用した施策の推進及び農業振興地域制度、農地制度等の適切な運用を図る。

また、農地等の効率的な利用を図るため、関係機関・団体等との連携を密にし、既存の機械銀行や研修機関等の活用を強化し、農用地、労働力、農業機械・施設等の有効利用を促進する。

個別及び組織経営体等、効率的かつ安定的な農業経営と今後育成すべき農業者による農用地利用集積目標は、農作業受託面積を含め、おおむね県全体として6割とする。

(2) 農業地帯別の構想

① 北部農業地帯

個別経営体

営農類型	経営面積 (ha)	作目	構成
さとうきび+野菜	2.60ha	さとうきび ゴーヤー	2.40ha 0.40ha
野菜	0.85ha	スイカ	2.20ha
花き	0.50ha	輪菊 小菊	0.15ha 0.50ha
果樹	4.00ha	ハインアップル	4.00ha
肉用牛	5.16ha	草地等	5.16ha
	飼養頭数 成雌牛 39頭		

組織組織経営体

営農類型	経営面積 (ha)	作目	構成
さとうきび (主たる従事者 3人)	26.75ha	さとうきび 作業受託	20.50ha 25.00ha

② 中部農業地帯

個別経営体

営農類型	経営面積 (ha)	作目	構成
さとうきび +かんしょ	6.90ha	さとうきび かんしょ	5.90ha 1.00ha
野菜	0.50ha	インゲン ゴーヤー	0.50ha 0.50ha
花き	0.55ha	小菊	0.70ha
果樹	0.70ha	マンゴー バナナ	0.35ha 0.35ha
養豚(繁殖一貫)	0.25ha	施設	0.25ha
	飼養頭数 種雌豚 40頭		

組織経営体

営農類型	経営面積 (ha)	作目	構成
さとうきび (主たる従事者 3人)	20.25ha	さとうきび 作業受託	14.00ha 25.00ha

③ 南部農業地帯

個別経営体

営農類型	経営面積 (ha)	作目	構成
さとうきび+肉用牛	5.70ha 飼養頭数 成雌牛 18頭	さとうきび 草地等	3.30ha 2.40ha
野菜	1.50ha	インゲン ゴーヤー カボチャ ヘチマ	0.50ha 0.50ha 0.70ha 0.50ha
花き	0.55ha	小菊	0.70ha
果樹	0.60ha	マンゴー パパイヤ	0.30ha 0.30ha
酪農	2.60ha 飼養頭数 成雌牛 21頭	草地等	2.60ha

組織経営体

営農類型	経営面積 (ha)	作目	構成
さとうきび (主たる従事者 3人)	20.50ha	さとうきび 作業受託	14.25ha 25.00ha

④ 宮古農業地帯

個別経営体

営農類型	経営面積 (ha)	作目	構成
さとうきび+野菜	3.20ha	さとうきび トウガン	2.80ha 0.40ha
さとうきび+果樹	2.65ha	さとうきび マンゴー	2.40ha 0.25ha
さとうきび+肉用牛	6.30ha 飼養頭数 成雌牛 20頭	さとうきび 草地	3.60ha 2.70ha

組織経営体

営農類型	経営面積 (ha)	作目	構成
さとうきび (主たる従事者 3人)	23.65ha	さとうきび 作業受託	17.40ha 25.00ha

⑤ 八重山農業地帯
個別経営体

営農類型	経営面積 (ha)	作目	構成
さとうきび+水稻	8.80ha	さとうきび 水稻	4.80ha 6.00ha
さとうきび+野菜	7.80ha	さとうきび カボチャ	7.40ha 1.20ha
さとうきび+果樹	9.70ha	さとうきび パイナップル マンゴー	8.40ha 1.00ha 0.30ha
さとうきび+肉用牛	5.90ha 飼養頭数 成雌牛 20頭	さとうきび 草地	3.20ha 2.70ha

組織経営体

営農類型	経営面積 (ha)	作目	構成
さとうきび (主たる従事者 3人)	21.65ha	さとうきび 作業受託	15.40ha 25.00ha
肉用牛	14.60ha 飼養頭数 成雌牛 110頭	草地	14.60ha

※各農業地帯の構想は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に準じる。

4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

(1) 重点作物別の構想

我が国唯一の亜熱帯性気候等の優位性を生かした活力ある産地を形成し、健康長寿や観光・リゾート地にふさわしい高品質かつ安全で安心な農産物を消費者や市場に安定的に供給することにより、おきなわブランドを確立する。

このため、優位性の発揮や生産性向上が期待され重点的に推進すべき品目を定め、このうち市場競争力の強化による生産拡大及び付加価値を高めることが期待される品目等を「戦略品目」、社会経済施策等の観点から現制度を堅持しつつ生産確保を図るべき品目等を「安定品目」として位置づけ、これらの品目に集中的な振興施策を講じる。

① 戦略品目
ア 野菜

さやいんげん、ゴーヤー等を中心におきなわブランドを確立するため、産地協議会の活動強化等を図り、担い手を中心とする自立した産地活動による生産・出荷体制を整備するとともに、農業用水の確保、気候変動等に対応したハウス、防風・防虫等ネット栽培施設や農業用機械等の整備と併せて、既存技術の高位平準化、新技術及び新品種の普及、優良種苗の安定供給を図り、生産から販売までの一連の戦略の下、消費者、市場等のニーズに対応した定時・定量・定品質の生産・供給が可能な拠点産地の形成を推進する。

イ 花き

きく等を中心におきなわブランドを確立するため、産地協議会の育成及び活動強化等による産地体制を整備するとともに、農業用水の確保、防風・防虫等ネット栽培施設の整備や気候変動等に対応したハウス等及び共同利用機械施設等を整備する。また、省力化を図る選別機等農業機械の導入、各種生産流通施設等の整備を重点的に実施し、併せて、新品種の開発・新規品目の導入・普及や優良種苗の安定供給を図り、安定的に生産出荷できる拠点産地の形成を推進する。

ウ 果樹

マンゴー、生食用パイナップル等を中心におきなわブランドを確立するため、産地協議会の育成・強化を図り、担い手を中心とする産地活動による生産・出荷体制を整備する。

また、新技術、優良品種の導入・普及、農業用水の確保、気候変動等に対応したハウス及び防鳥・防虫等ネット栽培施設、農業用機械等の整備を促進することにより、高品質でかつ安定的に生産出荷ができる拠点産地の形成を推進する。

エ かんしょ、薬用作物

かんしょは、近年、加工原料や健康食品として注目されており、需要拡大が期待されることから、優良品種の開発・普及、種苗供給体制の確立、栽培体系の改善、実証展示ほの設置により、需要に応じた高品質のかんしょを安定供給できる拠点産地の形成を推進する。

また、薬用作物については、加工処理施設等を整備するとともに、生産性及び品質の向上を図り、安定供給できる拠点産地の形成を推進する。

オ 肉用牛

肉用牛生産の拡大と生産コストの低減、肉質向上と斉一化に重点を置いた遺伝的能力の向上及び飼養管理技術の改善を図る。

このため、肥育技術の向上により沖縄和牛のブランド化を推進する。

また、肉用牛経営の安定を図るため、粗飼料の生産・利用の効率化、エコフィードの利用など飼料自給率の向上等に努め、飼養管理技術の改善、新技術・効率的な生産方式や肉用牛ヘルパー活動の導入等を推進し、経営感覚に優れた農家の育成を行うとともに、子牛生産基盤の拡大強化と地域内一貫生産を促進する。

さらに、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を実施するとともに、撲滅が達成されたオウシマダニ及びこれが媒介するバベシア病の侵入防止対策を図るため、監視体制を強化する。

なお、我が国が参加する国際的な経済連携協定等が発効し、畜産物等の関税が撤廃・削減等された場合、安価な外国産畜産物の流入による県産畜産物及び子牛価格の低迷等が懸念されることから、畜産クラスターの仕組みを活用した施設整備や経営安定化対策等を講じる必要がある。

カ 養豚

養豚経営の安定と体質強化を図るため、飼養管理技術の向上や優良種豚の検定、導入、貸付等を行い、高品質で斉一性のある安全なアグー等おきなわブランド豚の確立を推進する。特に、種豚改良の中核機関とな

る家畜改良センター（原種豚場）を活用し、系統造成による産肉性等に優れた本県独自の銘柄豚の作出を推進する。

また、安全な畜産物の生産を推進するため、HACCP方式を取り入れた管理体制の整備等、家畜防疫衛生対策や環境対策を推進する。特に、豚慢性疾病対策については衛生管理の改善による事故率の低減等を図る。

さらに、エコフィードの利用に努め、飼料自給率の向上を図る。

なお、我が国が参加する国際的な経済連携協定等が発効し、畜産物等の関税が撤廃・削減等された場合、安価な外国産畜産物の流入による県産畜産物及び子牛価格の低迷等が懸念されることから、畜産クラスターの仕組みを活用した施設整備や経営安定化対策等を講じる必要がある。

② 安定品目

ア さとうきび

さとうきびの生産振興を図るため、「さとうきび増産計画」等に基づき、農業用水源、かんがい施設、区画整理、農地防風施設等の生産基盤の整備をはじめ、機械化の促進、集中脱葉施設等の整備、土づくり、病虫害防除、優良品種の開発・普及、栽培体系の改善等、諸施策を総合的に推進し、生産性及び品質の向上を図る。

また、国によるさとうきび経営安定対策及び「さとうきび増産計画」に対応するため、効率的かつ安定的な生産担い手として、認定農業者、農業法人、共同利用組織や受託組織等も育成するとともに、経営規模の拡大及び荒廃農地の解消へ向けた農地流動化対策を強化する。

イ パインアップル

生食用果実と加工原料用果実生産のバランスのとれた生産体制の確立を図るため、品種の組合せ及びハウス等施設導入による出荷期間の拡大、機械化・省力化による生産コストの削減、農作業受委託等による担い手育成対策を推進し、地域の実情に応じた生産性の高いパインアップル生産体制を確立する。

ウ 水稲

水稲については、「おいしい米、特色ある米」の安定生産と品質向上に向け、優良品種の導入及び栽培管理を適切に実施し、水田農業経営の安定化を図る。

エ 葉たばこ

葉たばこについては、さとうきび等との輪作体系を確立するとともに、生産性及び品質の向上を図る。

オ 茶

茶については、全国一早い収穫が可能である優位性を持っていることから、加工施設等の整備を推進し、紅茶などの発酵茶等多様なニーズに応えうる特色ある産地を形成するとともに、生産技術の向上により経営の安定を図る。

カ 酪農

酪農経営の安定を図るため、乳用牛群の組織的検定、遺伝能力の高い種畜の導入等を図るとともに、自家育成や自給粗飼料活用を推進する。

また、生乳の安定供給を図るため、学校給食用牛乳への供給の維持を図るとともに、一般消費者への消費拡大を推進する。さらに、安全で高品質な生乳の生産供給を図るため、HACCP方式を取り入れた管理体制の整備や家畜防疫衛生対策、環境対策を推進する。

キ 養鶏

養鶏経営の安定を図るため、需要に即した計画生産とともに安全な鶏卵・鶏肉の供給に対応したHACCP方式を取り入れた管理体制の整備を推進する。

また、大規模経営を主体に環境対策や家畜防疫衛生対策を推進する。

特に、高病原性鳥インフルエンザ対策については、監視体制を強化するとともに早期発見・早期通報体制を徹底し、速やかな防疫措置を講じる。

(2) 農業地帯別の構想

① 北部農業地帯

本地帯における農業は、作目の多様化が進んでおり、かんがい施設等や区画整理等の生産基盤整備・保全、農地防風施設等の農地保全対策の整備、気候変動等に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設の導入促進、優良種苗の供給、担い手の育成・確保、新技術の開発・普及、鳥獣被害対策の推進、荒廃農地の解消等を図り、さとうきび、パインアップル、野菜、花き、葉たばこ、かんきつ類、熱帯果樹、茶、水稻などの生産振興や、肉用牛、豚、採卵鶏等畜産の振興により、地域農業を推進する。

特に、きく、ゴーヤー、マンゴー等重点的に推進する品目については、既存の拠点産地の体制強化や新規の認定による産地形成・育成により、生産拡大とブランド化を図る。

畜産については、畜産クラスターの仕組み等を活用し生産基盤の強化を図ると共に、経営安定対策等を実施する。

また、農産物の流通、販売、加工体制の強化を促進するとともに、シークワサーや黒糖等の付加価値向上を図り、地域特産品のブランド化を推進する。併せて、農産加工施設の整備に向けての条件整備を推進する。

さらに、新規就農者等の育成は、経営資源の提供や研修会、経営・技術指導等の支援強化を図る。農業を取り巻く研究課題については、生産現場や普及指導機関等との連携を図り、課題解決と迅速な普及を促進する。

観光リゾート地域としての特性を生かし、農業と連携したグリーン・ツーリズムなど体験・滞在型観光の取組による地域特性・地域産業と密接に連携した観光スタイルなどの充実を促進するとともに、観光施設への供給等、域内の需要に対応した野菜、熱帯果樹等の生産拡大に努め、地産地消の促進と地域の活性化を図る。

周辺離島の伊江村においては、輪ぎくやとうがんの拠点産地を核とした花き、野菜、葉たばこ等の生産振興を図るとともに、さとうきびや肉用牛との経営の複合化を促進する。

伊平屋村においては、水稻、さとうきびを中心として生産振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。

伊是名村においては、さとうきび、水稻を中心として生産振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。

ア さとうきび

優良種苗の増殖・普及、土づくり等により、品質及び単収の向上を促進する。

また、さとうきび経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農業法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「さとうきび増産計画」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により生産の増大に向け取り組む。

イ 野菜

高品質かつ安全な野菜を計画的に供給することを基本に、新技術・新品種の実証展示ほの設置、優良種苗の増殖・普及、さらに気候変動等に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設、農業用機械の導入を促進し、ゴーヤー・かぼちゃ等の拠点産地の形成・育成に努める。また、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

ウ 花き

県内の主産地であり、きくを中心に切り葉、観葉鉢物、洋ラン等が生産されており、消費者や市場のニーズに応じた品目・品種の出荷体制の整備を進め、流通・販売の経費低減等、農家経営の安定化に努める。

今後とも防風・防虫等ネット栽培施設や気候変動等に対応したハウス等の導入、優良種苗の安定供給、流通・販売体制の整備等を推進するとともに、きく、切り葉等の拠点産地の形成・育成を図り、周年出荷体制の確立に努める。

エ 葉たばこ

生産性及び品質の向上や作業の省力化に努め、安定的な生産を図る。

オ かんきつ類

本県における主産地を形成しており、シークワサー、中晩性かんきつ類、温州みかん等の品質の向上及び生産の拡大により、拠点産地の形成・育成や農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を図る。

また、優良品種の導入・普及及び防鳥・防虫等ネット栽培施設の導入促進及び農業機械等の導入により、高品質安定生産を図り、優良品種等を組み合わせて出荷期間の拡大を図る。

カ 熱帯果樹

マンゴー、パッションフルーツ等を中心に主要な産地となっており、優良品種の導入、品質及び単収の向上、気候変動等に対応したハウス及び農業用機械の導入など防風対策の強化及び拠点産地の形成・育成を図るとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

キ パインアップル

北部地域は、酸性の国頭マージ土壌からなり、パインアップル栽培に適していることから、本県の主産地となっている。また、パインアップル産業は、缶詰加工業による雇用創出とともに観光産業へも大きく貢献しており、今後とも優良種苗及び栽培施設の導入促進と機械化・農作業受委託の推進等により、生産性及び品質の向上を図るとともに、生食用と加工原料用果実のバランスのとれた生産拡大を図る。また、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

ク 茶

本県における主産地となっており、優良品種の導入等により生産性及び品質の向上を図り、紅茶などの発酵茶の加工技術の導入など、多様なニーズに応えうる特色ある産地を形成する。また、収穫機等機械化の推進や生産組合等の組織強化による販売力の向上に取り組む。

ケ 水稻

優良品種の普及および適切な栽培管理の実施により、品質の向上と安定生産を図る。

コ かんしょ

優良品種の普及と病虫害の防除対策を強化し、生産性及び品質の向上を図り、拠点産地の体制強化・育成を図るとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

サ 畜産

肉用牛の優良種畜の導入・育成、飼養衛生管理技術の向上を図るとともに、生産の拡大に努める。

豚は、改良増殖及び産肉能力等生産性の向上に努めるとともに、飼養衛生管理技術を強化し損耗防止を推進する。また、沖縄アグー豚等独自ブランドの系統維持・育成・拡大により経営の安定を図る。

採卵鶏・ブロイラー、乳用牛については、飼養衛生管理技術の向上に努め、安定かつ計画的な生産体制の確立を図る。

なお、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設等の整備を推進するとともに耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

② 中部農業地帯

本地帯における農業は、都市近郊であることから、環境対策に配慮しながら、立地条件等地域の特性を生かした経営を推進する。今後も農業用水源の確保、かんがい施設や区画整理等の各種生産基盤の整備・保全、気候変動等に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設の導入促進、優良種苗の供給、担い手の育成・確保、新技術の開発・普及などを図り、さとうきびの生産振興や、花き、果樹、野菜等を中心に県外出荷など市場のニーズに対応した収益性の高い産地の育成を図る。

特に、きく、にんじん、かんしょ等重点的に推進する品目については、拠点産地の体制強化や新規の認定による産地形成・育成により、生産拡大とブランド化を図る。

畜産については、畜産クラスターの仕組み等を活用し生産基盤の強化を図るとともに、経営安定対策等を実施するとともに、環境に配慮した耕種部門との連携、堆肥供給等資源循環システムの構築を進める。

また、地域資源を活用したグリーン・ツーリズムなど生活体験等の体験・滞在型観光の取組による地域活性化を促進する。

新規就農者等の育成は、経営資源の提供や研修機会、経営・技術指導等の支援など強化を図る。農業を取り巻く研究課題については、生産現場や普及指導機関等との連携を図り、課題解決と迅速な普及を促進する。

ア さとうきび

優良種苗の増殖・普及、土づくり等により品質及び単収の向上を促進する。

また、さとうきび経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農業法人や農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「さとうきび増産計画」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

イ 野菜

定時・定量・定品質の生産を図ることを基本に、新技術・新品種の実証展示ほの設置、優良種苗の増殖・普及、さらに気候変動等に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設、農業用機械の導入を促進し、ゴーヤー、さやいんげん、オクラ、にんじん等の県外出荷品目とトマト等の県内出荷品目の産地形成や農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

ウ 花き

きくを中心に防風・防虫等ネット栽培施設や気候変動等に対応したハウス等の整備、新技術・新品種の普及を推進し、生産性の向上と高品質化を図る。また、きく、洋ラン等の拠点産地の形成・育成や流通・販売体制の強化を推進する。

エ 温帯果樹類

かんきつ類、びわについては、優良品種の天草等の導入・普及および防鳥・防虫等ネット栽培施設の導入促進により、生産・出荷期間の拡大を図る。また、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

オ 熱帯果樹

栽培技術の向上、気候変動等に対応したハウスの導入など防風対策を推進し、産地の集団化により、マンゴー等の生産の拡大に努め、拠点産地の形成・育成を図るとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

カ かんしょ

優良品種の普及と病害虫の防除対策を強化し、生産性及び品質の向上を図り、拠点産地の体制強化・育成に努めるとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

キ 畜産

肉用牛、乳用牛、豚、採卵鶏などの生産体制の整備を推進するとともに、改良増殖及び飼育衛生管理技術の向上を図る。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

③ 南部農業地帯

本地帯における農業は、野菜、熱帯果樹等消費者ニーズに即応した収益性の高い作物の生産振興に取り組んできており、豚、さとうきびを筆頭に、乳用牛、きく、肉用牛、採卵鶏、洋ラン、ゴーヤー、さやいんげん、ピーマン、トマト、オクラ、葉たばこ等が盛んである。これらの品目を柱としながら、拠点産地を中心とした産地の拡大を進める。

特に、きく、ゴーヤー、さやいんげん、ピーマン、トマト、オクラ、マンゴー、かんしょ、薬用作物など重点的に推進する品目については、拠点産地の体制強化・育成により、生産拡大とブランド化を推進する。

さとうきび、豚、肉用牛、乳用牛など安定的な振興を図っていく品目については、畜産と耕種部門との有機的結合に努め、環境に配慮した資源循環型システムの導入や地域農業の複合化を推進する。また、天敵を利用した減農薬栽培等の拡大を通じ、環境に配慮した生産・供給体制を図る。

畜産については、畜産クラスターの仕組み等を活用し生産基盤の強化を図るとともに、経営安定対策等を実施する。

さらに、新規就農者等の育成は、経営資源の提供や研修機会、経営・技術指導等の支援など強化を図る。農業を取り巻く研究課題については、生産現場や普及指導機関等との連携を図り、課題解決と迅速な普及を推進する。

本地帯の農業振興を図るため、湧水や雨水の利用など地域特性に応じた新たな農業用水源の確保、かんがい施設、区画整理等の各種生産基盤の整備・保全を推進する。

また、地域特有の魅力ある自然・景観、伝統・文化等の保全整備・拠点整備を通じて、都市と農村の交流を図るとともに、農業と連携したグリーン・ツーリズムなど生活体験等の体験・滞在型観光を促進する。

周辺離島の久米島町においては、さとうきびを中心にきく、ゴーヤー、かんしょ、肉用牛等の生産振興を図る。

南大東村及び北大東村については、さとうきびを中心に、かぼちゃ、ばれいしょ、肉用牛等の振興を図る。

粟国村においては、さとうきびを中心に、肉用牛等の振興を図るとともに、有機農業を推進する。

渡嘉敷村においては、水稻等の振興を図る。

渡名喜村及び座間味村においては、もちきび、島ニンジン等の振興を図る。

ア さとうきび

優良種苗の増殖・普及、土づくり等により、生産性及び品質の向上を図る。また、さとうきび経営安定対策に対応した担い手を育成するため、遊休化した農地を利用した担い手の経営規模の拡大、農業法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「さとうきび増産計画」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策によ

り、生産の増大に取り組む。

イ 野菜

定時・定量・定品質の生産を図ることを基本に、新技術・新品種の実証展示ほの設置、優良種苗の増殖・普及、さらに気候変動等に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設、農業用機械の導入を促進し、ゴーヤー、さやいんげん、ピーマン、トマト、かぼちゃ等の生産拡大を図り、拠点産地の形成・育成に努める。加えて、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

また、県産野菜の自給率を高めるため、夏秋期における生産拡大を図るとともに生物的防除を取り入れた減農薬栽培等による高付加価値化及び契約栽培の導入等を推進する。

ウ 花き

防風・防虫等ネット栽培施設や気候変動等に対応したハウス等を導入し、出荷体系の効率化を図り、きくやストレリチア、トルコギキョウ等を中心とした拠点産地の形成・育成に努める。また、熱帯花きや切り葉等の導入により、出荷の周年化や流通・販売体制の強化を推進する。

エ 熱帯果樹

優良品種の導入、栽培技術の向上、気候変動等に対応したハウス及び農業用機械等の導入などを推進し、産地の集団化により、マンゴー、パッションフルーツ等の生産の拡大を図り、拠点産地の形成・育成に努めるとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

オ かんしょ

優良品種の普及と病害虫の防除対策を強化し、生産性及び品質の向上を図り、拠点産地の体制強化・育成に努めるとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

カ 薬用作物

薬用作物の栽培技術の向上を図り、拠点産地の形成・育成に努める。

キ 畜産

肉用牛、乳用牛、豚、採卵鶏などの生産体制の整備を推進するとともに、改良増殖及び飼養衛生管理技術の向上を図る。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

特に、離島については、自給飼料基盤に立脚した肉用牛経営を推進する。

④ 宮古農業地帯

本地帯における農業は、地下ダム等生産基盤整備の進展、東京直行便等の航空輸送整備が進んでいることから、さとうきび、肉用牛、葉たばこ等の生産振興と併せて、とうがん、ゴーヤー、かぼちゃ等の野菜、マンゴー等熱帯果樹等の振興を図る必要がある。

特に、ゴーヤー、かぼちゃ、とうがん、マンゴー等組織的に推進する品目については、拠点産地の体制強化を図る。また、その他品目の生産振興により産地化を進め、生産拡大とブランド化を図る。

このため、農業用水源（地下ダム等）の整備と一体となった末端農地におけるかんがい施設の整備保全や区画整理等を推進する。

畜産については、畜産クラスターの仕組み等を活用し生産基盤の強化を図るとともに、経営安定対策等と実施する。

新規就農者等の育成は、経営資源の提供や研修機会、経営・技術指導等の支援など強化を図る。農業を取り巻く研究課題については、生産現場や普及指導機関等との連携を図り、課題解決と迅速な普及を推進する。

また、近年、観光・リゾート地域としての知名度が高いことから、観光業と連携した地域活性化に努めるとともに、体験・滞在型のグリーン・ツーリズム等を促進する。

周辺離島の伊良部島及び多良間村においては、さとうきび、葉たばこ、野菜等の生産振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。また、多良間村においては、山羊を活性化品目として位置づけ推進する。

ア さとうきび

優良種苗の増殖・普及、株出栽培体系の推進、葉たばこやかぼちゃ、かんしょとの輪作体系の確立等により生産性及び品質の向上を図る。また、さとうきび経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農業法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「さとうきび増産計画」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

イ 野菜

定時・定量・定品質の安定生産を図ることを基本に、新技術・新品種の実証展示ほの設置、優良種苗の増殖・普及、さらに気候変動等に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設、農業用機械の導入を促進し、ゴーヤー、さやいんげん、かぼちゃ、とうがん、オクラ等の拠点産地の形成を充実・強化し、生産性及び品質の向上を図る。

また、地産地消を推進するため、たまねぎ等県内出荷が可能な品目についても生産振興を図るとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

ウ 熱帯果樹

優良品種・新規品目の導入、栽培技術の向上、気候変動等に対応したハウス及び農業用機械等の導入を進めるとともに、マンゴー等の生産を拡大し、拠点産地の形成や育成に努める。

また、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

エ 花き

きく等の安定生産や品質向上、流通・販売対策の強化を図り、生産拡大に努める。

オ 葉たばこ

生産性及び品質の向上や作業の省力化に努め、安定的な生産を図る。

カ 薬用作物

薬用作物の生産技術の向上を図り、産地形成を図る。

キ 畜産

肉用牛については、優良種畜の導入・育成、飼養衛生管理技術の向上に努めるとともに畜舎整備等の生産基盤の強化と自給飼料基盤の整備により生産振興を図る。さらに、耕種部門との連携による複合経営を推進する。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

ク かんしょ

優良品種の普及と病害虫の防除対策を強化し、生産性および品質の向上を図り、拠点産地の体制強化・育成に努めるとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

⑤ 八重山農業地帯

本地帯における農業は、亜熱帯性気候特有の自然条件を生かし、地形、土壌、気温等に適応した品目が生産されている。その中でも肉用牛を筆頭に、さとうきび、葉たばこ、水稻、パインアップル、マンゴー、花きなどの生産が盛んである。それ以外の野菜、熱帯果樹、薬用作物、畜産等についても多様な品目が展開しており、おきなわブランド育成を図り、農業経営の安定に資するためには品目の選択と集中による拠点産地を形成し生産振興を推進する。

畜産については、畜産クラスターの仕組み等を活用し生産基盤の強化を図るとともに、経営安定対策等を実施する。

また、かんがい施設や区画整理等の生産基盤の整備を推進するとともに、既設施設の再編・更新を図り、農業用水の有効活用等を促進する。さらに、台風等気象災害から農作物被害を防ぐための防風林整備や赤土等流出問題の総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷の低減を図る。さとうきび、パインアップル、水稻などについては、生産性及び品質の向上に努め、肉用牛、野菜、花き、果樹などについてはおきなわブランド化を推進する。

さらに、新規就農者等の育成は、経営資源の提供や研修の開催、経営・技術指導等の支援など強化を図る。農業を取り巻く研究課題については、生産現場や普及指導機関等との連携を図り、課題解決と迅速な普及を推進する。

また、観光・リゾート地域としての特性を生かし、これら観光施設への供給等域内の需要に対応した野菜、熱帯果樹等の生産拡大に努め、地産地消の促進を図るとともに、体験・滞在型のグリーン・ツーリズム等を促進する。

周辺離島の竹富町の西表島においては、さとうきび、パインアップル、熱帯果樹、野菜、水稻等を中心に生産の振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。

竹富町の波照間島については、さとうきびを中心に肉用牛、もちきび等、小浜島については、さとうきびを中心に肉用牛等、黒島については、肉用牛の振興を図る。

与那国町については、さとうきび、水稻、肉用牛、薬用作物の生産を振興

し、経営の複合化を促進する。

ア さとうきび

生産性及び品質を向上させるために、優良品種の増殖普及や適期栽培管理、株出栽培体系の推進、有機物の施用や緑肥作物の栽培、防風・防潮林の普及啓発等を図るとともに、肉用牛との複合化や葉たばこ、野菜等との輪作体系を推進していく。

また、さとうきび経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農業法人や農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「さとうきび増産計画」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

イ 野菜

定時・定量・定品質の安定生産を図ることを基本に、気候変動等に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設、農業用機械の導入を促進し、かぼちゃ、オクラ、ゴーヤー、さやいんげん等の安定生産に努めるとともに、土づくり、防風対策、販売対策の強化により生産拡大を図り、拠点産地の形成・育成を推進する。

また、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を図る。

ウ パインアップル

パインアップル栽培に適した酸性の国頭マージ土壤の地域では、生食用品種を中心に生産が行われており、観光産業へも大きく貢献している。

今後とも生食用優良種苗の導入及び開花処理技術の向上による出荷期間の拡大、農業用機械等の導入等により、生産性及び商品価値の向上を図るとともに、生食用果実の生産拡大を推進する。また、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を図る。

エ 熱帯果樹

マンゴーについては、優良品種の導入、栽培技術の改善、気候変動等に対応したハウスの導入などを図る。観光産業へも大きく貢献しているマンゴー、パパイヤ、パッションフルーツ、バナナ等の安定生産及び品質向上を目指し、拠点産地の形成・育成に努める。また、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を図る。

オ 花き

防風・防虫等ネット栽培施設や気候変動等に対応したハウス等の整備、新技術の普及を推進し、レッドジンジャー、ヘリコニア等熱帯花き拠点産地としての周年安定出荷体制の確立、ブランド化の推進に努めるとともに、切り葉等の生産拡大を図り、流通・販売対策の強化を推進する。

カ 水稲

栽培技術及び病虫害防除技術の向上等により安定的な生産を図る。さらに、消費者ニーズに対応して環境に配慮した米づくりを推進するとともに、生産コストの低減を図り、所得の向上に努める。

キ 葉たばこ

生産性及び品質の向上や作業の省力化に努め、安定的な生産を図る。

ク 畜産

肉用牛については、ブランド化の推進、畜舎整備等の生産基盤強化、自給飼料基盤の整備、優良種畜の導入・育成、放牧地高度利用の推進及び飼養衛生管理技術の向上等により、供給基地としての産地形成を推進する。さらに、生産基盤の強化のため畜舎の整備等を行う。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進し、耕畜連携による資源循環型農業を促進するため、堆肥センターの活用を推進するとともに、地力の維持増進を図り、飼料自給率の向上に努める。

ケ かんしょ

優良品種の普及と病害虫の防除対策を強化し、生産性および品質の向上を図り、拠点産地の体制強化・育成に努めるとともに、農業団体等と連携し、流通・販売体制の強化を推進する。

(3) 広域整備の構想

① 広域流通施設の機能強化と整備

本県農産物の市場競争力の強化を図るため、農産物直売所及びインターネット等を活用した多様な流通チャンネルによる需要の開拓を行う。

また、畜産物については、食の安全性を確保するためにHACCP対応の食肉及び食鳥処理施設の整備を進め、また家畜市場の機能強化に向けた整備を進めること等により、適正な価格形成を推進する。

② 広域的な農業技術情報センター機能の充実

栽培技術や病害虫防除技術、気象情報や市況などの農業情報のデータベースを一元化し、農業技術情報センター機能を確立させ、地域においては、農業技術の情報発信基地として、農業改良普及センターの普及指導機材・情報機材等を充実させ、科学的かつ適切な農業技術の普及と地域課題に対応できるよう体制を整備する。

③ 広域的な資源循環システムの整備

家畜排せつ物等有機性資源の有効活用を促進するため、耕種部門との連携により、畜産、食品、林野、水産等も含めた広域連携型の資源循環システムの強化を図る。

また、農業用廃プラスチック資材等の適正処理を推進するため、県協議会により市町村等の関係機関に対し農業用廃プラスチック適正処理対策協議会の早期設立の指導や各地域において農業用廃プラスチックの回収、処理体制を確立する。

5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

農業後継者の育成を図るため、これまで県立農業大学校や後継者育成施設の整備を進めてきたが、今後とも本県の農業を担う後継者の育成・確保を図

るため、農業技術習得のための研修教育施設や県立農業大学校等の整備を行う。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

① 就農準備等に必要な資金手当

新たに就農しようとする認定新規就農者に対し、農業次世代人材投資事業による給付の支援や青年等就農資金等で貸付支援する。

② 農地の円滑な取得や就農や経営向上のため必要な情報提供体制

農業後継者の育成・確保を図るため、農業大学校等の研修教育施設やカリキュラムの充実などの担い手育成対策や大学校卒業後、意欲的に就農を希望する人材などに対し農業経営資源（技術・農地・資金等）を効果的に活用し、就農相談から就農定着まで一貫した支援を推進する。

③ 農業教育の推進

次代の農業、農村を担う農業後継者の育成・確保を図るため、農業の専門的・実践的な研修教育を行う県立農業大学校の研修教育機能の強化を図る。

また、農業に対する理解を促進し、将来の担い手を確保する観点から、農業関係機関と教育関係機関の連携の下、小中学生等の農業体験学習の場の設定などの取り組みを支援する。

6 3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

(1) 農業就業者の安定的な就業の促進の目標

近年、農業に関心を持つ県民も多く、特に定年帰農者や他業種からの農業への新規参入等による就農・就業が増加傾向にあり、農業大学校等の研修教育施設でも中高年者の研修生が増えている。一方、高齢者にあっても高度な技術伝承者として産地及び地域の農業を現役として担っている貴重な人材であり、これらの高齢農業者についても、世代をつなぐ橋渡し役として位置付け支援する。並びに、新規就農者や青年農業者等、将来の農業担い手を確保するため、「人・農地プラン」等に基づき一貫した取り組みを支援する。

また、観光業・食品加工業等異業種との連携を推進するなど、生産から販売までを視野に入れた経営を展開する担い手の育成・確保に努める。

(2) 農村地域における就業機会の確保のための構想

まちと村の交流促進会や、グリーン・ツーリズムの研究会等の組織活動支援、「沖縄、ふるさと百選」の認定等、交流情報の提供を行い、受け入れ側のグリーン・ツーリズム推進方法と環境整備を推進する。

また、農産物直売所等や体験農園、農村公園等の整備を行う。

さらに、新たな農業の発展を図るため、観光業や食品加工業など他産業と連携し、地域における農林水産物の掘り起こしによる地域・県内外向け商品開発モデルを構築する。

また、国内外の市場においておきなわブランドの形成を推進するため、加工品の創出に向けた商品開発人材の育成や高度な加工技術を集約した加工施設整備支援に取り組む。

7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境

を確保するための施設の整備に関する事項

(1) 生活環境施設の整備の必要性

農業の生産活動の場であるとともに、生活の場である農山漁村については、豊かな自然環境の保全や景観の形成、伝統文化の継承等の多面的機能を生かし、都市住民にも開かれた快適で活力ある村づくりを推進する。

そのため、農山漁村の地域社会の維持・向上やグリーン・ツーリズム等の推進、全島緑化の推進などを図る。

(2) 生活環境施設の整備の構想

農山村地域の住みよい生活環境を確立するために、集落排水施設や集落道、公園緑地、集落防災安全施設等の整備を促進する。

また、農業・農村の持つ豊かな自然環境の保全、伝統文化の伝承等の多面的機能を再評価し、地域住民の主体のもと、地域の特色を生かし、快適で潤いのある農村空間の形成を図るため、農村地域の振興を支援する。